



国土交通省

東北運輸局秋田運輸支局  
プレスリリース

《発表記者会：秋田県政記者会》

令和2年1月20日  
国土交通省 東北運輸局秋田運輸支局

## 秋田市の一般乗合旅客自動車運送事業者に 対し警告を発しました。

令和元年9月19日に当運輸支局が下記の一般乗合旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、本日、東北運輸局秋田運輸支局長は警告書を交付しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：秋田中央トランスポート株式会社  
代表取締役社長 渡邊 綱一郎  
(法人番号：4410001003312)  
秋田市飯島字穀丁大谷地1番地6  
営業所：男鹿営業所  
男鹿市船川港船川字海岸通り1号8-5

2. 行政処分等年月日 令和2年1月20日

#### 3. 行政処分等の概要

(1) 文書警告

#### 4. 違反の概要

(1) 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反  
(道路運送法第27条第3項)

①運転者に対する指導監督義務違反  
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

《問い合わせ先》

東北運輸局 秋田運輸支局 輸送・監査部門  
担当：加藤、大淵

TEL：018-863-5813